

今回類似の名称までもいかぬということにいたしました理由は、実は優生保護相談所という名前によろしく、もつとわかりやすく受胎調節相談所がよろうとか、あるいは家庭計画相談所という名前がよろうという話も出たのでございますが、やはり優生という面もとらなければならぬから、それで優生保護相談所という名前がよろうということにしたのであります。しかし、かなり受胎調節とか、あるいは家庭計画とかいう面で、名前が出て来ると思ひますので、そういうような類似の名前を禁止するために「類似」という言葉までも広げておるような次第であります。

○山口(正)政府委員 ただいまお尋ねの名称の点でございまして、これはただいま谷口先生からもお話がございまして、山田委員の御質問の薬局の点でございまして、これは昨年の十月閣議了解事項として、母性保護の立場から、受胎調節を積極的普及して行くというのを政府の施策として取上げて、先般御可決いただきました二十七年年度予算の中に、二千二百萬圓余りに要します費用が計上してございまして、それでそういう問題につきましても、民間の方々、学識経験者の方々、専門家の方々にお集まりいただきましたときに、いろいろ御意見を伺いましたときに、ただいまお話のように、薬局で避妊器具あるいは避妊薬品を販売するときに、ただばつと渡すというだけではないに、渡す際に十分説明をしてやれるようにした方がいいのではないかと、この意見がありました。私はそういう線では薬剤士の方に協力してもらいたいというように考えております。しかしながら、ともしますと、それが行き過ぎになりまして、看板をかけた、あるいは店頭別室を設けるというやうなことを考えられやういふのでございまして、それはただいま山田委員からも行き過ぎであるというお話がございまして、そういう線まで出てもらつては困るというふうに、現実の面に注意しながら今後進めて行きたいと考えておる

次第であります。その際に看板をかけることと、どうしてもそこで何か特別なことをするというふうには考えられませんが、私どもとしては、薬局に看板をかけることはしないようにして、また、そういう考えで進んでおる次第であります。ただ、農村地区において、そういうことが非常に要求されておるに、それが現在行われておらないという点につきましては、今回御可決いたしました予算の中にも、實際優生保護相談所から出て行つて指導する費用を盛り込んで、そういう手で行くという方向で解決して行きたいと考えております。

○山田委員 今後どうし、そういうような予算を使つて、おの／＼には指導員等もふえて行くことと思ふのでありますが、それがすぐ充たされることは、これはだれが考えても不可能なことです。たとえば薬局なんかは受胎調節の御相談にも応じますというやうな表示といわなくても、そういうボスターのようなものをかける、これも禁止の事項に觸れることになりましかどうか、その点もお聞きしておきたいと思ひます。

○谷口参議院議員 ただいまの薬局に受胎調節の相談に応じますというやうなもの、提案者としてはやつてもらいたくないのであります。なぜかと申しますと、御承知のように、薬局は薬品並びに器具の販売をするところでありまして、それは薬品をこころうふに用いるとかいふやうに、口頭で説明する程度にやつてもらいたいので、やはり実地指導となりますと、今回は特に政府でも各保健所に優生保護相談

所をつくりまして、その上に私ども参議院においては、要望事項として申し出ておるのでございまして、各指定医師はやはり優生保護相談所をつくるやうに、このことを言つております。また、優生保護相談所は非常に数がふえますし、その上になお助産婦、保健婦、看護婦に厚生大臣が基準を定めた講習をやらせまして、そういう府県の知事がそれらの方々に認可をいたしまして、そういう方が指導に當ることになつておりますから、今後はかなり徹底するだらうと思ひますので、薬局の方に限つては、ただ口頭で説明する程度でよくはないか。これが先刻も局長からお話のように、あるいは相談室をつくつたり何かしたりすると、どうしても行き過ぎる点があつて、不十分なる学識で不十分なる経験でそれを指導すれば、かえつて効果は上らぬだらうと思ひますので、やはり今回できる指導員によつて指導させた方がいいと思ひて、こういうふうに改正いたしました次第であります。

○山田委員 今の御質問しましたのも、今谷口議員からいろいろ御説明のあつた範圍のことなんです。最初から、実地指導が行き過ぎだということをは言つておるわけなんです。ただ何もそういうたよりけのない農山村なんかで、子供はどんなにできるけれども、どうしたらよいかという人たちが、政府のそういういろいろ設備を十分にやつてくださる間に、それを買ひつけようとする手近な薬局に行つて、何かいい方法はないだらうかといつて、避妊具を渡しても、実地指導はお医者さんの

ところでやつてもらへないことになつておるんです。そういう手がかりをつけるやうな広告——結局これは器具の広告だけになると思ふのでありますけれども、それを広告するやうな場合を言つておるわけなんです。そのときにこの事項と抵触するやうなことが起きはしないかと思つて、私はお聞きしてはいるわけなんです。そういう場合、多少とも啓蒙活動をするのは、お認めになつていらつしやるわけなんです。どの程度の表示であればかまわないかというところ、その限界がややこしくなると思ふから、その点をお聞きしてはいるわけなんです。もう少し具体的な御説明が願へば、何も私は薬局にその指導をさせるというのを言つておるわけではない、そういう場合のことをお尋ねしておるので、その点お答え願ひたいと思ひます。

○谷口参議院議員 ただいまの程度ぐらひはよろうかというお尋ねでございまして、やはり薬局の本質に従つて、たとえば避妊器具がありましかどうかと思ひます。

○山田委員 今後はどうし、そういうような予算を使つて、おの／＼には指導員等もふえて行くことと思ふのでありますが、それがすぐ充たされることは、これはだれが考えても不可能なことです。たとえば薬局なんかは受胎調節の御相談にも応じますというやうな表示といわなくても、そういうボスターのようなものをかける、これも禁止の事項に觸れることになりましかどうか、その点もお聞きしておきたいと思ひます。

○山田委員 今の御質問しましたのも、今谷口議員からいろいろ御説明のあつた範圍のことなんです。最初から、実地指導が行き過ぎだということをは言つておるわけなんです。ただ何もそういうたよりけのない農山村なんかで、子供はどんなにできるけれども、どうしたらよいかという人たちが、政府のそういういろいろ設備を十分にやつてくださる間に、それを買ひつけようとする手近な薬局に行つて、何かいい方法はないだらうかといつて、避妊具を渡しても、実地指導はお医者さんの

○山田委員 今後はどうし、そういうような予算を使つて、おの／＼には指導員等もふえて行くことと思ふのでありますが、それがすぐ充たされることは、これはだれが考えても不可能なことです。たとえば薬局なんかは受胎調節の御相談にも応じますというやうな表示といわなくても、そういうボスターのようなものをかける、これも禁止の事項に觸れることになりましかどうか、その点もお聞きしておきたいと思ひます。

○山田委員 今後はどうし、そういうような予算を使つて、おの／＼には指導員等もふえて行くことと思ふのでありますが、それがすぐ充たされることは、これはだれが考えても不可能なことです。たとえば薬局なんかは受胎調節の御相談にも応じますというやうな表示といわなくても、そういうボスターのようなものをかける、これも禁止の事項に觸れることになりましかどうか、その点もお聞きしておきたいと思ひます。

○山田委員 今後はどうし、そういうような予算を使つて、おの／＼には指導員等もふえて行くことと思ふのでありますが、それがすぐ充たされることは、これはだれが考えても不可能なことです。たとえば薬局なんかは受胎調節の御相談にも応じますというやうな表示といわなくても、そういうボスターのようなものをかける、これも禁止の事項に觸れることになりましかどうか、その点もお聞きしておきたいと思ひます。

○山田委員 今後はどうし、そういうような予算を使つて、おの／＼には指導員等もふえて行くことと思ふのでありますが、それがすぐ充たされることは、これはだれが考えても不可能なことです。たとえば薬局なんかは受胎調節の御相談にも応じますというやうな表示といわなくても、そういうボスターのようなものをかける、これも禁止の事項に觸れることになりましかどうか、その点もお聞きしておきたいと思ひます。

○山田委員 今後はどうし、そういうような予算を使つて、おの／＼には指導員等もふえて行くことと思ふのでありますが、それがすぐ充たされることは、これはだれが考えても不可能なことです。たとえば薬局なんかは受胎調節の御相談にも応じますというやうな表示といわなくても、そういうボスターのようなものをかける、これも禁止の事項に觸れることになりましかどうか、その点もお聞きしておきたいと思ひます。

○山田委員 今後はどうし、そういうような予算を使つて、おの／＼には指導員等もふえて行くことと思ふのでありますが、それがすぐ充たされることは、これはだれが考えても不可能なことです。たとえば薬局なんかは受胎調節の御相談にも応じますというやうな表示といわなくても、そういうボスターのようなものをかける、これも禁止の事項に觸れることになりましかどうか、その点もお聞きしておきたいと思ひます。

○山田委員 今後はどうし、そういうような予算を使つて、おの／＼には指導員等もふえて行くことと思ふのでありますが、それがすぐ充たされることは、これはだれが考えても不可能なことです。たとえば薬局なんかは受胎調節の御相談にも応じますというやうな表示といわなくても、そういうボスターのようなものをかける、これも禁止の事項に觸れることになりましかどうか、その点もお聞きしておきたいと思ひます。

○山田委員 今後はどうし、そういうような予算を使つて、おの／＼には指導員等もふえて行くことと思ふのでありますが、それがすぐ充たされることは、これはだれが考えても不可能なことです。たとえば薬局なんかは受胎調節の御相談にも応じますというやうな表示といわなくても、そういうボスターのようなものをかける、これも禁止の事項に觸れることになりましかどうか、その点もお聞きしておきたいと思ひます。

○山田委員 今後はどうし、そういうような予算を使つて、おの／＼には指導員等もふえて行くことと思ふのでありますが、それがすぐ充たされることは、これはだれが考えても不可能なことです。たとえば薬局なんかは受胎調節の御相談にも応じますというやうな表示といわなくても、そういうボスターのようなものをかける、これも禁止の事項に觸れることになりましかどうか、その点もお聞きしておきたいと思ひます。

ことが、実は起るのであります。実地指導ということは、その本人に直接その使用器具をただ説明する、その本人にそこで説明するということも、やはり実地指導といえは言えるわけであります。ところが、もう少し厳格に言うところ、実地指導という意味は、もつとつと立ち入ったものだといふふうに解釈すれば、それはできぬこともない。その点、この実地指導という言葉の持つておる意味を、もう少し明確に御説明を願いたいと思ひます。

それから第二点は、第二項の「講習を終了した助産婦、保健婦又は看護婦とする。」これは、いわゆる実地指導のできるものでありますが、この実地指導をやりました場合の費用は、どういふふうにか支拂われるという考えであるか。これは公的な機関の保健所等がやります場合は、もちろん無料指導が行われると思ひますが、そうでない、いわゆる町で普通に開業しておる助産婦、あるいは普通の看護婦等がこれを行つた場合においては、その料金はどんなふうにか支拂われる意向であるか、どんなふうにかこれを取縮される意向であるかといふことを、あわせてお伺ひしたい。なお、その他の点もありませんが、これはまた次にやります。

○谷口参議院議員 ただいまの実地指導の件でございますが、私どもの考えでございますのは、たとえばベツサリ！のようなものを使用する、その使用法を、これを実地に、あるいは中に挿入をしてみて、そうしてまた本人に、そいつを抜いてまた自分に入れてみるというふうなことも、実地に指導させる。そういうふうな関係からいたしまして、どうしてもこれはある技術、

あるいはある程度の學問をしておらなければならぬと存じまして、特に医師以外の者には、一定の助産婦、看護婦、保健婦といふような点にのみ限つたような次第でございます。

それから第二に、指導料をとるかどうするかというお尋ねでございますが、これはやはり保健所のものは別でございますが、助産婦が、名前はまだきまつておらぬのでございますけれども、たとえば優生保護指導員というふうな名前をつけてもらへるということになりまして、その方が実地に指導する場合に、指導料を本人からもらつてもいいということにしたいと思つております。

○丸山委員 料金を本人からとつてもよろしい、こういうふうなお考えでございますが、そうしますと、経済的な負担がかかるわけですね。金を拂つてまで助産婦にひとつ指導に来てくれというふうなことを希望する人が、はたしてあるかないかといふことが、自然そこら問題になる。どつちかというところ、これはこの法律の目的から考えまして、また国家的の要請から考えてみても、積極的に、進んでそれを教えてやろう、指導してやろうといふふうな意欲が働かないと、この法律は活用できないのじやないか。しかし、全然無料ではこれをやるといふことも考えられませんが、何か国の予算あるいは保健所の予算等をもつて、私の考えておることは、町に普通に開業しておるような助産婦、あるいは看護婦、あるいは保健婦のような者で、市井におる人であつても、これを公の使命でひつやらせるというふうに使つて、つまり保健所の職員でないものを使う。その

場合には、公の費用、つまり保健所の費用をもつて、その人に一日幾らといふふうな給料を拂つて、積極的にこれをやらせるといふふうな御意向があるかないか、私の聞くのはその点です。

○谷口参議院議員 ただいまのお話のように、実は参議院におきましても、これに要望事項として出しておるのでございます。できれば、指導料はむろんのこと、生活困窮者などには、無料あるいは半額ぐらいで支給するように国で補助をしてもらいたい。国で補助をしていただいて、指導員にも、あるいは手数料が俸給を出していただくとか、または薬品、器具などもやれるということにならなければ、実際に徹底はできぬだらうと思つておりますので、ぜひそうしていただきたいと思います。今年度のこの方面に使われる予算が、わずか二千二百万円そこ／＼の金でございますので、ただいまのところは、まだ指導員にまでは／＼の費用が出ぬといふような状況にあるのですが、ぜひひとつこの次には十分費用が出ますように、皆さん方にお力添えを願ひたいと思つておるのでございます。

○丸山委員 そうしますと、十五條につきましても、実地指導というものは、器具等をその本人について、直接その局部に使うことを、実際にその人に當つてやるというふうな意味であるといふように御答弁がありましたので、さうしますと、先ほど谷田委員が特に御心配になつておりましたような、器具の販売者が、その使用法を説明し、またはある程度そのものを販売しておることを公示するような形をとつても

さしつかえない、こういうふうな了解してよろしうございませうか。

○谷口参議院議員 けつこうでございます。

○丸山委員 次に第十四條の四号でございますが、これは、妊娠の継続または分娩が、身体的または経済的理由により、母体の健康を著しく害するおそれのあるものは、従来は民生委員の証明書が必要であつた。それが今度は削除されて、指定医の認定でこれが行われることになる。これは、医者が本人の経済的理由によりということと認定しますのには、相当の困難があると思ひます。従つて、経済的理由により母体の健康を著しく害するということの認定が誤つておるといふような問題が、必ず起る危険性がある。その場合に、医者が責任を問われては困るのであります。これをどういふふうにするか、これをやるものであるか、そういう問題が起つた場合には、どういふふうな御処理なさる御意向であるか、その点を明確にしておいていただきたいと思います。

○中原参議院法制局参事 ただいま御質問がありました経済的理由による場合の判定の困難さから、従前は民生委員の意見書をつけることにしておつたのでございます。これは、もつぱら指定医師側の責任を問われたいための措置として考えられておつたと存じます。今度その意見書の提出義務を法律からははずしますと、ただいま御質問がございましたような、指定医師側の不安が生じて来るわけでありませうから、結果的には、経済的理由の判定が困難なような事例につきましても、従前と

同じように、民生委員なり福祉事務所なり、市町村長などの証明書を、指定医師が要求するであらう。本人が持つて来なければ、どうも手術はできませんといふことにならうかと考えております。それは、もつぱら医師が手術をする前提として、本人に対して要求すれば、目的は達せられるわけでありませう。そうすると、法律上の義務からははずした意味がないではないかといふ御議論が生じて参りますが、法律からとりましたのは、もし法律上、常に意見書なり証明書なりが必要であるといふことにいたしておきますと、たとえば隣に生活保護を受けておる人がおる、その人が手術をしてくれと言つて来た場合に、指定医師は、はつきりとした実情がわかつておるのであります。にもかかわらず、法律の上で証明書が必要であるといふことになつておるから、もう一度手数料をふんでもらいたいという煩瑣な手続を、その結果が同一であるといふことがわかつておつても、しなければならぬことになるのであります。はつきりわかつておるものについては、従前より手続が簡単になります。よくわからぬものについては、事実上は何らかの証明書を要求しなければ、指定医師の責任をいつか問われる危険から免れることはできないといふことになると考えております。

○丸山委員 さういふにいたしますと、不明確な場合には、何らかの証明書を医師が要求するのであらうという予想のもとにこれがつくられておる。それは要求してもなくとも、本人の覚悟でございますからいいと思ひますが、そういうふうな場合の、その証明書に

ます。従いまして、指定医師以外の者がいたしなす」と、緊急避難行為でない限りは、この刑法の二百三十四條によつて、業務上墮胎罪に問われるということになりますので、この優生保護法自体に、指定医師以外の者の行為について

ての処罰規定を置く必要はない、置かなくても、刑法によつてすでに取締りがなされておるといふことになるのでございませう。

○松谷委員 刑法の法の併用ということ、法律的には、もちろん、当然今のお説のように、医師側の方の意識は、それで十分であると思ふのでございませうけれども、しかし、それを受けようとする者の場合、すべての女性がそこまで法律的にはつきりと詳しく知るといふことは、相当困難なことだと思ひます。ことに、今度の法律の改正などが、新聞でいろいろ報道されますような場合に、この法案の改正の要点だけが出まして、そういう問題が取扱われていないのでございませう。この改正を実施するにあつて、やはり一つの啓蒙的な面を、法案にないだけに、厚生省その他のあるいは優生保護相談所などでございませう、これを相当活動にしなければならぬのではないかと思ふのでございませう、そういう点について、特に優生保護相談所などの一つの項目として、そういうことをして行くか、持っていないければ、それはぜひ持つていただきたいと希望をいたしておきます。

○青柳委員長代理退席、委員長着席
それから今度の改正で、大分世間では、堕胎をしてもいいのだといふふうな、むしろ誤謬された空気が相当にあると思ふのでございませう。そういうものに対して、先ほども菊田委員から出ておつたやうであります、受胎調節についての指導——堕胎ができるのだから、受胎調節に対する意識がだん／＼

薄れて来るのではないかと心配さへ、一部にはあるやうでございませう。先ほどの厚生省の方の御説明でも、受胎調節は、やはり従来通り徹底的になさるゝといふことではございませう、今度は優生保護相談所がこれを扱うやうになると思ひますが、その場合に、優生保護相談所が、何うところにありますかと、受胎調節の徹底した訓練も受けてないといふやうな場合もございませう、よき一層の徹底した指導がなければならぬと思ひます。これに對して厚生省として何か特別な腹案なり、あるいは今おやりになりつつあるやうなものがございませうか。

○谷口参議院議員 だいたいまのお尋ねなり御希望の第一点でございませう、先ほども申し上げましたやうに、昨年受胎調節の問題が大きく取上げられるやうになりました。優生保護法によりまして、母性保護の立場から人工妊娠中絶を認めておるのでございませうが、しかし、人工妊娠中絶をいたしますと、ある程度の障害が母体に起る場合がございませう、私どもとしましては、人工妊娠中絶をしなければならぬやうな人たちは、妊娠する前に受胎調節をやるのがいいといふこと、人工妊娠中絶に伴う障害などを強調しまして、受胎調節を強く指導して行きたい、そういうふうな考へておるのであります、そういう場合に受胎調節をどういふところで相談を受けたらいいかといふやうなところ、それから万一人工妊娠中絶をしなければならぬ場合には、指定医のところではなくては安全にできないのだといふやうなことを、今度の受胎調節の仕事にひつかけて、優生保護相談所などで、それを一

般の人たちに教育して、あるいは保健婦とか、あるいは医療社会事業といふやうないわゆるケース・ワーカーの人たちにそういうことを強く普及してもらう、そういうふうな考へております。○松谷委員 質問が前後して恐れ入りますが、指定医の問題について、いま一つお伺ひいたします。指定医であるかないかといふことの表示でございませうが、それはどういふふうにしてなさるのでございませうか。

○谷口参議院議員 だいたいま、指定医は一定の門標を與えております。小さい門標でありまして、幅が三十五ミリくらい、長さが百五ミリくらいの小さい札でございませう、これを門の入口のところに、みなつけておるやうでございませう。

○松谷委員 標識がそういうやうに三十五ミリと百五ミリというやうなものは、一々お医者の方を探して歩かなければわかりません。あそこは指定医だといふことが伝わりませうれば、それは早いかもしれません、やはり指定医だといふことを、何々博士といふやうな肩書きを書かれるのと同じやうに、これは指定医か指定医でないかといふことをつきりさせる必要があるのではないかと考へてございませう、これはお医者さんの立場から、いかがでございませうか。

○谷口参議院議員 あまり門札の大きいものかどうかと思ひまして、できるだけ品よく小さくしてきておるやうなわけではございませう、しかし保健所その他におきまして、指定医はどこそこといふやうなことを全部知らせておられます、先刻公衆衛生局長からお話があつたやうに、いろいろな場合などに

おきまして、どこそこ指定医がある——話がもどりますけれども、人工妊娠中絶といふのはあつた話であつて、まず受胎調節をやれ、受胎調節をやつても失敗した場合に人工妊娠中絶をやる、それにはどういふところに指定医があるといふやうなことを、いつも言つて知らせておるのであります。○大石委員長 他に両案に対する御質疑はございませうか。——なければお諮りいたします。両案についての質疑はいずれも終了したものと認めるに御異議ありませんか。

○大石委員長 御異議ないやうでありますので、両案に対する質疑はいずれも終了したものと認めます。次に、優生保護法の一部を改正する法律案及び医療法の一部を改正する法律案を一括して討論に付します。松谷天光君。

○松谷委員 私は、優生保護法の一部を改正する法律案について、一応の討論を試みたいと思ふのでございませう。この改正案は、私どもがかねてから理想としておりましたところの、日本の文化国家としての将来を築いて行かなければならぬ場合の、重大な問題である人口問題の根源をなすものでございまして、それが理想に一步近づきつつあるという点につきましては、非常に賛意を表するものでございませう、また一面、この改正案が通過するといふことによりまして、まだ人口問題その他のすべての点について一歩々と前進しつつある過渡期にある日本の現状をいたしまして、この法案の眞の趣旨がはき違えられ、誤謬されて、これが大きな弊害を来すといふやうな点

もなきにしもあらずだと思ふのでございませう。ことに、問題になるかと思ひます指定医と、あるいは指定医でない者の医師としての立場の責任、また誤認いたしました女性自身のその浮薄な行動から、母体を守らなければならぬために逆さまにするこの法案が、かえつて逆に母体を傷つけるやうなことがあつてはならないと考へます、この点を特に厚生当局は十二分の考慮を拂つて、常に親切な指導をはかつていただかなければならぬと思ふのでございませう。ことに、先ほど各位から問題になつておりました受胎調節に対する当局のより一層熱心な指導と計画といふものが伴つて、初めてこの法律が実を結ぶことのできるものではないかと思ひますので、そうした点につきまして、ひとつ十分の御熱意の上、本法案の実施をはかつて行かなければならぬ。厚生省においては、特にその点を御考慮願ひたいという希望をいたしたのでございませう。この法案に對しまして賛成の意を表するものでございませう。

なお医療法の一部改正につきましても、これはなお部門が広まることでもございまして、私どもも賛成の意を表するものでございませう。

○大石委員長 岡良一君。
○岡良一委員 私は日本社会党の立場から、ただいま御提出の医療法の一部を改正する法律案並びに優生保護法の一部を改正する法律案には、次のやうな希望を付して賛意を表したいと思ひます。
医療法の一部を改正する法律案であります、これは当初内外科十科であ

つた診療科名に最近神経科等五科名が追加され、いままたさらに気管食道科に関する新科名が附加されるのであります。しかしながら、今日の医療のあり方から見まして、常に専門科名が解剖学に準拠してゐる。であるから、当初内科外科であつたものが、神経科となり、あるいは肛門科までできて来るというように、解剖学に準拠してゐるという専門科名にとどまるというところでは、近代医学の水準に対しては、マツチしがたい面がすでに出て来てゐるのではないかと思ふのであります。そういう観点からいたしまして、たとえば骨の結核も神経の結核も、あるいは軟部の結核も含めた総合的な結核に対処するところの機関なり、あるいは癌腫のようなものに対しては、同じ機構であります。そういう生物学的なあるいは病理学的な専門科名と申しますか、総合的な診療機関というものが当然設置されねばならない。もちろん、多少はできておりますが、まだ研究所というふうな段階にとどまつてゐることは、診療そのものの内容の向上においても大きな抵抗を示してゐるのみならず、医学そのものの進歩発達にも、やはりこれはマイナスになつてゐるというふうな感じがいたします。こういう点につきましては、今後厚生省といたしましては、これは専門科名の問題というよりも、機関の問題であります。少くとも国の責任において総合的に、しかもその立脚点は、生物学なりあるいは病理学の立場における総合的な診療機関という方向に大きく一歩を進めしめることが、今後の医学の発展向上のためにも、国民医療内容の進歩のためにも必要であらうと思ひます。

それから、優生保護法の一部を改正する法律案であります。優生保護法の一部を改正する法律案は、今や人口問題は、繰返し私どもが委員会でも申し上げてゐる通り、法律を改正するといふ程度の段階ではないと思ふ切つた予算措置を講じ、国の持つてゐるあらゆる機能を動員し、また民間におけるあらゆる団体を動員し、ダイアツプの問題を解決するといふ段階に来てゐるというところについて、この法律の改正は、われ／＼は賛意を表します。さらに一段と厚生省当局の御奮発をお願いしたいと思ふのであります。

御存じのように、戦後における人口増加といふものが、復員等を含む特殊な事情を抜きにいたしまして、年々歳々百五十万なり百八十万の人口増を来してゐる。その結果として、十年もたてば一億万人を越える。この狭い極東の四つの島に、一億万人の人間が押し合ひ、へし合ひしなければならぬ。同様な自然のありは立地的な条件を持つてゐるニュージーランドが、一平方キロメートルに六人しかいない、スエーデンが十六人である、日本は二百四十人を越えてゐる、こういうことでは、とうてい日本の独立後における自立といふものは、あらゆる面において困難であらうと思ひます。現に昭和初年に、十年間に人口が一千万ふえた。その結果として、当時すでに日本の指導者が、この人口の増加から来るところの圧迫感を明言しつつ

日本を侵略戦争に誘ひ込んだことは、これまた皆御存じの通りであります。守るといふ大きな観点から、国際的に注目されてゐる日本の人口問題に對しては、もつと積極的な思い切つた手を打つ必要があらうと思ひます。あるいは国民生活の水準という点から申しまして、すでに経済安定本部が一年の五月に発表してゐるあの経済白書によりまして、日本の生活水準は、生産の増加とともに回復しつつあるが、しかし、その回復のテンポが非常におそい。なぜおそいかといへば、それは日本における人口の盲目的な増加による圧迫であるといふことを、政府当局がはつきりと指摘してゐるのであります。してみれば、国民生活の安定あるいは社会保障の推進という観点からいたしまして、人口問題はゆるがせにし得ない問題であらうと思ひます。特にまた、独立後日本が経済の自立をしなければならぬところへ、今日のような日本の人口増加の趨勢をこのままに放置いたしておきましますと、昭和二十五年には大体三千九百万の主要食糧の輸入をしなければならぬ。その費用は、おそらく推定し得るその当時の輸入総額の三割五分である。日本が多くの優良な生産資材を輸入し、それを加工し、その売掛代金をもつてまた原料資源を購入しなければならぬという、貿易の振興が日本の経済自立の最も大きな前提になつてゐるに、かくも大きなものが消費財の輸入に充てられなければならないというところも、実にこの人口の盲目的な重圧といふことが大きな原因になつて

いることを、われ／＼は考えなければならぬのであります。

あるいはそのほかにも、年々子供が生れるといふことによつて、それに費されるところの労苦といふものが、家庭婦人の文化的な水準を、ひいては家庭生活そのものの文化的な水準を引き上げてゐるというところは、われ／＼日常の体験に徴しても、これは当然言ひ得ることであつて、日本の婦人の文化的な解放といふ観点からも、人口問題は、もつと思ひ切つた手が必要であらうと思ひます。特に最近オーストラリアの労働党がソーシヤル・ダンピングの形態を持つてゐるというところについて、強い批判を浴びせております。これは一昨年のイギリス労働党大会においても、その決議がなされ、コロンボ大会においてもその決議がなされておりますが、これも、要はやはり人口の増加、しかもその農村における停滞、こうした産業予備軍が、日本における低賃金、長時間労働の源泉となつて、これがソーシヤル・ダンピングの大きな基盤をなしてゐることも、申し上げるまでもないのであります。

こういうふうな事情を考えますと、日本は人口問題に對する適切にして果敢な、かつ迅速なる解決というものは、日本が平和国家としての建前を維持する上においても、国民生活の安定をはかる上においても、また日本が貿易の上においても、外国の不信を呼ぶことなく、かくのごとき産業予備軍の発生を押しとどめる上においても、国民の文化的解放の上においても、その他日本の経済自立を促進する立場においても、あらゆる角度から、独立後

においてわれ／＼が解決しなければならぬ最も重大な問題であらうと思ふのであります。この点から申しますときに、單に法律の上の技術的な部分的な修正をもつてすることは、群衆の衆をなでるがごときしりをも免れないと思ふのであります。こういう観点において、問題は、先ほども申し上げたように、決してこれは單に法律をいじくることでなく、政府がもつこの問題の本質をつきり把握して、積極的に勇断をもつて予算措置を講じ、日本の一切の保健所あるいは民間諸団体を動員いたしまして、資金資材等につきまして、やはりできるだけその需要者に対しては無償で交付する、あるいは国際的な連繋のもとに、国際的な団体もあつたので、これらにも加盟いたしまして、国際的な協力をも求めながら、この人工妊娠中絶ではなく、受胎調整といふものに今後の大きな目的を置いたところの人口抑制策といふものを徹底的にとるといふことが、この問題の解決の大きな基本であらうと思ひます。

こういうふうな諸点について、十分なる御研究並びに——御研究は十分しておられるはずであるからして、もつと思ひ切つて、厚生省当局としても、特に事務当局も覚悟をせられて、大きく政府部内を動かして、この問題の實質的な解決をされんことを、この機会に心から希望いたします。本二案に對して賛意を表する次第であります。

○大石委員長 前田アサノ君

○前田委員 優生保護法の一部改正につきまして、日本共産党がいたしましたのは、根本的に申しますならば、人口問題の取扱ひ方に関しましては、私ど

もは政府の見解とは意見を異にしており、現在政府が再軍備予算の若干を削り、産児制限または受胎調節に乗り出さなければならぬこと、これは明らかに経済的な理由に基いておるものであります。終戦後七年間にわたる占領下の自主性のない政治のもとで、重税、低賃金、高物価、こゝろの国民生活を非常に窮乏化しておることは、疑いなく事実であり、ことに再軍備計画が公然化してからの平和産業の没落等によりまして、失業者が激増いたしまして、これによりまして相対的過剰人口が非常にふえておるわけであり、そこで、どうしても子供を育てる資力を持たない親たちに、出産制限をやらせなければならぬとて来ておるのであります。日本の国民の多くは、子供を生み育てる権利さえ、だん／＼奪われて来ておる。私も、こういう人口問題の解決には、根本的には反対いたしません。貧乏者の子供を産むというものは、貧乏者に子供を生せないように、できた子供は育てないということではなくて、もう少し生活水準を上げ、文化的、娯楽的な施設をするような方面でこそ、これは解決されなければならぬと思ひます。しかしながら、こうした社会的な環境をつくるのが、根本的な問題ではありますけれども、しかし今日の現状では、こういうふうな日本の植民地化や、再軍備を肯定するような平和的条約を取結ぶ政府のもとは、これはとうてい不可能なこ

とであつて、根本的にいへば、まず第一にこの政府を倒して、自主的に平和産業を拡大し、積極的に人口問題を解決するような政府をつくることにあるのであります。しかし、それまでの過渡的な方法といたしまして、私は、これは優生保護法によるこゝろの産児制限とか受胎調節に對しましては、やむを得ないこととしてこれを承認するわけであり、その見解に立ちまゝして、今回の改正は、その手続の煩瑣を取除いたり、あるいは合理的に調整をはかるという趣旨が多少とも見られるので、目下の大衆の利益という点から、以上の意見を付しまして、私は今回の改正に賛同をいたすのでござい、それから、医療法の一部改正に關しましては、これは取扱い上のことでございまして、そのまゝ賛成いたします。それからこの際委員長にお願いしますが、この優生保護法の一部改正を機といたしまして、私は、現在社会的な大きな問題になつております中学生、高等学生に頻発いたしますところの妊娠中絶の問題、あるいは退血の問題等に對しまして、厚生大臣に對する質問をいたしたいと要求いたしましたのであります。大臣の御出席がございませうので、この後の機会におきまして大臣の出席を求めました上で、この問題について質問をしたいと思ひますから、このことを委員長においておとりはからい願ひたいと思ひます。この点をつけ加えておきます。

○大石委員長 福田昌子君。
○福田(昌)委員 私は日本社会党を代表いたしましたして、医療法の一部を改正する法律案及び優生保護法の一部を改正する法律案について、両方とも全面的に賛意を表明いたします。ただ医療法の一部を改正する法律案につきまして、少しばかり希望を述べておきたいと存する次第でござい、私がここに申し上げることは、昨年四月、終戦後第三回の医学大会が東京で開かれましたときに述べられまして、たゞの南原総長の祝辭の一部でござい、そのとき、当時の南原総長は、日本の医学が、敗戦後の今日、なお世界の医学の水準に負けない発展をもつて、医学大会が今日持たれることは非常に喜ばしい、しかし、日本のこの高い医学を持つていく技術でありながら、国民大衆の生活に立つて日本の医学との關係を見れば、高い水準を持ちながら、他の文明諸國に比べて国民の壽命が短いのは、何としたことであらう。また伝染病が減少したとはいへ、相変わらず多いといふことは、これはまた何としたことであらう。また高い医学を持ちながら、この医学の恩恵を受け得ずして、技術のうちに外において壽命を縮めていく国民が相当多数いるといふことは、これはどうしたことであらうといふような質問を投げかけられた祝辭であつたこととござい、私も、確かに日本の高い医学といふことにおきまして、諸外國に比べ一つの誇りを持つておりますが、しかしその高い医学を持ちながら、南原総長が言われたように、国民大衆に對する率仕といふ点におきまして疑問を持ち、また欠けた点を持つておるといふことは、大いに反省しなければならぬと思ひます。医療法の一部を改正されまして、新たに気質食道

料が設けられましたことは、まづたゞ同慶にたえないこととござい、それととも、この南原総長の祝辭の精神を生かすような意味合いからいたしまして、日本の国民大衆にもつと普及するところの医学、また日本国民大衆の壽命を長くするところの医学、またいかなる貧困者にも對しまして、日本の医学がすみ／＼まで恩恵を及ぼすような医療のあり方というやうなものに對しまして、厚生当局はこれを機に大きな反省をお持ち願ひたいと存する次第でござい、及ばずながら、私も、そのやうな方面に努力しなければならぬ、特にそのやうな点に對して深い御配慮を賜りたく、あわせてお願い申し上げる次第であります。

次に、優生保護法の一部を改正する法律案につきましては、まづたゞ私どもは全面的な賛意を表しておるわけとござい、これについても、思ひ出しますのは、私も、優生保護法といふものを当初考へまして、そして國會のこの委員会の議題となりました昭和二十三年当時の空氣でござい、私も、優生保護法を考へました当初におきまして、すでに今日この一部改正案として盛られております内容の全部を、当初の優生保護法の中に盛り上げたといふことを考へておつたのでござい、その当時におきましては、厚生委員会の委員の方々の優生保護法に對する御理解と、また日本に對する國際情勢、さらに日本の国内的な立場から、そういつた私どもが考へておりました優生保護法のこの改正案に盛つた意見といふものが、皆さんの御賛同を得られなくて、通り得なかつた。そして今この改正案を出されなければいけないやうな現段階の優生保護法として誕生を見たといふことを考へまして、その当時の委員會の空氣を反省して思ひ出して、みる次第でござい、私も、私どもは、こゝろの意味合いにおきまして、こゝろのやうな改正案に盛り込まれたら、こゝろのやうなものは、当初からそうしなければならぬ、またそれが當然のことであるから賛意を表しておりましたこととござい、その條文の内容につきまして、一々意見を申し上げる何ものもありません、全面的に賛意を表するものであります。

ただこの優生保護法を国民大衆の中に誤りなく実施いたしますにつきまして、これまた二、三の希望を持つており、また私の希望いたしてありますことを、厚生当局におきましては第一に率先してやつていただきたいのでござい、と申しますのは、この優生保護法の改正案によりまして、先ほども委員の一、二の方から御指摘がありましたが、受胎調節に對しまして、大衆は、指導を受けることも受けるであらうが、それよりもつと人工妊娠中絶の方に走る氣配が非常に多いことがあり得るのではないかといふ御質問でござい、確かに、今の国民大衆の考へ方におきましては、こゝろの懸念も起り得るかと思へるのでござい、従ひまして、厚生当局におきましては、どうか人工妊娠中絶なるものが、いかに母体を障害するものであるか、また人工妊娠中絶後においては、いかにすぐれた妊娠するものであるかといふやうな方面の御指導を、今後

は大いに拍手を掛けて御褒伝願いたいと思ふのであります。先ほどの山口局長の御答弁によりまして、その御趣旨、御熱意のあることに對しまして、非常に敬意を表し、喜んでおる次第でございますが、その御趣旨を一層熱心に、また広く強く宣傳普及していただくようお願い申し上げます。

それと同時に、何と申しまして、この優生保護法の一部改正案として生れたる條文の精神等を実施いたしたためには、これは一にかかつて予算的な問題にあるのでございませう。どうか二十七年度のようにな二千二、三百万円というささいな費用でなく、今後は非常な英断をもつて飛躍的な予算をこの方面に御勘案願ひまして、またこの大幅の予算を獲得できるように御盡力をいたしまして、この法案が国民大衆の中において、完全に間違ひなく実施され、そして日本国民の素質的な優秀性の上から、また母性の保護の上から行けるように御配慮願ひたいと思ふ次第でございます。

その次に第三点に、またあわせてお願い申し上げておきたいことは、大衆のやみ行為——受胎調節について、相当やみが行われておるといふ事実があります。このやみ行為といふものは、まつたくのやみ行為であつて、これは墮胎罪に当然ひつかかるものである。墮胎罪を構成するものであるといふところまでうがつたところの御指導と啓蒙を、厚生省当局にお願いしたいのであります。

そういうことをあわせお願いいたしましたして、私は本法案に全面的な賛成の意を表する次第であります。

○大石委員長 以上で討論は終局いたしました。

これより両案を一括して表決に付します。両案を原案の通り可決するに賛成の諸君の御起立を願ひます。

〔議員起立〕

○大石委員長 起立議員。よつて両案は原案の通り可決いたしました。

なお両案の委員会報告書に關しましては、委員長に御一任願ひすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○大石委員長 御異議なしと認め、そのように決します。

○大石委員長 次に新結核治療法の件について、岡委員より発言を求められておりますので、これを許します。岡良一君。

○岡(良一)委員 御出席の業務局長並びに公衆衛生局長にも、あわせてお伺ひいたしたいと思ひますが、それは最近新聞紙をにぎわしております結核新薬、いわゆるイソニコチン酸ヒドラジッドについてであります。これは一部の新聞紙等においては、いろいろ厚生省の考え方というふうなものも伝えられておるようではあります。私も責任ある、信頼性ある言明をまだ得ておりませんので、この機会に伺ひたいと思ふのであります。

御存じのように、われをもつかみかたという立場におる患者でもあります。し、聞くところによれば、日本の有力製薬会社においても、相当競合があるといふことも聞きます。また、ひいては、そういう事態からして、やみブローカーの横行などといふことも懸念されるのでございませうが、こういう

事態におきまして、このイソニコチン酸ヒドラジッドについて、厚生省当局としては、どういふふうな取扱ひを今日までいたされたか、また今後なされるかといふ点について、明確に責任のある御答弁を承りたいと思ひます。

要するに、具体的に申し上げますと、どういふ根拠において新薬の規格基準を置かれることに決定されるのかという点、あるいはこの新薬は、相当肝臓の脂肪変性等を惹起するという危険も伝えられておるものであります。毒性の検査あるいはその純度について、の検査等について、何らか具体的な御用意があるのか、あるとすればどういふふうな機関、どういふ方法においてその検査をなされるのか。特にまた、これを人体に應用いたします場合に於ける臨床試験については、どういふ構想で臨まれようとするのであるか。特にそういふようなわけで相当の日時を要します間に、製薬会社の競合あるいはやみブローカーの横行等によつて、せつかくのこの新薬が、また不祥なる出来事の原因ともなるものなら、たいへんであります。そういうことのないやうな何らか具体的な措置を講ぜられる御意思があるかどうか。あるとすれば、どういふ方法でなされるのか。大体以上の四点について、厚生省当局の責任のある言明をいただきたいと思ひます。

○慶松政府委員 この新薬が新聞紙等に出ましたのは、二月の末で、ごく一部の新聞紙に出たのであります。それがさらに各日刊紙等に躍々しく報道されましたのは、三月の七日、八日ごろであつたと存じます。そこで、私もといたしましては、この点を相当重要視いたしました。三月の十一日に、厚生省として新聞発表をいたしましたのであります。その意味は、この新薬につきましては、いまだ何ら學問的な発表がないのであつて、ただ單に新聞のスクープによるものである。従つてこのものに對しての過信、あるいはその入手に狂奔されることについては、どうか慎重であつてほしいといふような意味の新聞発表をいたしましたのでございませう。と同時に、これを厚生省としていかに取扱ひかといふことにつきまして、関係局長間において、次官を中心といたしまして協議いたしました結果、三月二十七日に、このものに對しましての第一回の協議会をやつたのであります。すなわち、この品質に關しまして造詣の深い薬學者、あるいは結核に對する細菌學的基礎的な學者及び結核の臨床の大家、これらの人々に參集を求めまして、そうしてこの薬の化學的な基準あるいはこの薬を細菌學的にいかにか取上げるか、あるいは毒性をいかにして見るか、さらにこれを臨床的に実験いたしますには、いかなる方法をもつて行かうかといふこと等を検討いたしましたのであります。すでに、その以前におきまして、厚生省国立衛生試験所におきまして、この薬の大体の基準をつくつたのでございませう。と申しますわけは、この薬は、すでに御承知の通り、相當昔つくられたものであります。そのものの化學的な性質についてわかつておるものであります。また、またその製法から申しますと、大体二つの製法しかありません。一つの方法、すなわち簡単に申しますと、多少學問的になりますが、石炭タールの

分溜してありますところのピリヂンというものを原料といたしますときは比較的純粹なものがとれるといふことが學問的にわかつておりましたので、その原料の点につきまして、検討の結果、大体の基準をつくつて、これをその機会に學者たちの検討にまかせたのであります。その際に、このものの毒性試験あるいは細菌學的な試験、あるいは臨床試験をいかなる方法でやるかといふことは、厚生省にすでに設置されておりますところの結核療法研究協議会なるものにてこれをまかせるといふことになつたのでございませう。なお、化學的なしは藥學的な点につきましては、それらの學者の協力を別途求めるということにいたしましたのであります。次いで四月四日に大阪におきまして開かれまして結核學會を機会といたしまして、その際に、ただいま申しました結核療法研究協議会が開催されました。そこで、いかなる病院においてこの実験を行かうか、あるいはいかなる方法によつて毒性試験あるいは細菌學的な試験を行かうか、さらにいかなる人々にこれを行かうか、さらにかといふことが検討されまして、それが新聞に発表された次第でございます。さらに一方この製造に關しましては、いまだ厚生省に對しましてこの結核の新薬の製造に關して出願しておりますのは一社しかございませうが、しかしながら、すでに十数社がこの計画を立てておる。また事實、試験的にその製造をやつておるものもございます。そこで、一方私どもといたしましては、これらの製造会社に對しまして、一つの警告を發したのでございませう。それが私の記憶では四月の十日過ぎだつたと思つております

が、それは、この結核に対する効果に
ついて、まだ十分にわかつていない、
従つて、その点についても十分慎重な
態度をもつてその製造を企図しなけ
ればならないということ、かつその原
料に關しましては、先ほど申しました
原料は、國産のたばこ製鉄会社等で
産出され原料で十分間に合うがゆ
えに、この原料の買ひあさりによつて
その価格を上げること、極度に
警戒すべきであるということ、あるい
はさらに、このものは外國においても
つくられておるがゆえに、將來外國に
おいてこのものが認められた際には、
輸入ということも考えられる、従つ
て、その生産についても十分考慮すべ
きであるということ、また一方、もし
もこの薬が結核に十分使ひ得るとい
うことがはつきりしたといたしまして
も、その需要量というものは、全体か
ら見まして大体私どもの考えでは六千
キロないし七千キロくらいであると思
つております。そこで非常にたくさん
の会社がこれをつくるということは、
結局費用の点においてもむだになると
いうこと等の警告を發したのでありま
す。なお一方、試験のために薬をつく
りますことは、これはひとり結核の薬
のみならず、いろ／＼な薬につきまし
て、試験のために研究の結果できまし
た薬を試験的につくることは、各製薬
会社で、これは世界的に申しまして、
行つておる次第でございますが、しか
し、それはいまだ薬として認められる
以前のものであります。そこでこれを
どう取扱うかということにつきまして
は、すでに私どもの方で検討いたしま
して、通牒が出してあるものでありま
す。それは結核新薬に限らず、一般的

に出してあるのでございますが、それ
には、試験的に薬を製造いたしまし
て、そしてその試験例を求めるため
に医者あるいは病院等にそれを送る際
には、記録をばつくりしておいて、そ
うしてまた、われ／＼の方からその記
録の提出を求められた際には、十分は
つきりしておくこと、それから原則
といたしまして、金をとることはいけな
いというようないことが通牒してあるの
でございますが、重ねてその通牒の喚
起を求めまして、ことにこの新薬に關
しましては、先ほど申しました結核療
法研究協議会において選ばれた機関に
おいて、この試験が行われるように
ということをお願いして、かつ、それ
らにおいて行われましますところのものに
關しましては、あらかじめ國立衛生試
験所におきまして検査をいたしまし
て、そしてその國立衛生試験所の検
査結果をつけた品をもつて研究しても
らう。すなわちその検査結果には、い
かなる不純物が入つておるか、またい
かなる程度の純度であるかということ
等が、化学的にはつきりしたものを
つて試験をしてみようということにな
つておるのでございます。なおこの薬
の輸入に關しまして、すでに輸入の
申請がございまして、と申しますわけ
は、これはお聞き及びかと存じまし
て、最近日本においてわかりましたの
は、アメリカにおいて研究され、アメ
リカにおいて發表されたかのごとく言
われておりますが、一面すでに歐洲に
おきましては、これが三年前からも研
究されておるといふことも、歐洲から
の通信でわかつておるのであります。
従ひまして、ヨーロッパのスイスある
いはイギリス等の製薬会社において

は、すでにこれをつくりまして、日本
への輸入を試みておるものがございます
す。なおアメリカの製薬会社におきま
しても、試験品をつくりまして、日本
に見本品等を輸入せんと試みておるも
のもございますから、従ひまして、そ
れらのものにつきましても、これを十
分——もちろんこれを輸入しますに
は、たとい見本品でも、厚生省の承認
を求めなければなりませんので、承認
いたすといひましたけれども、その配付先
については、嚴重なる私どもの監督下
ないしは目の届くようにならうにいたす
べく、連絡いたしておるのでございま
す。しかし、一面ただいま岡委員から
御指摘がございましたように、すでに
こういうものが出ましますと、どうして
やみにおいてこれを手せんとする
人々ないしは当然人情といたしまして、
結核に悩むような人々は、わらをもつ
かみしたい気持ちで、やみでも何でも
から手に入れたいというやうなこと
も、当然起つて来るのであります。す
でに一部におきましては、その現象が
出ておらないとはいひ切れぬ点があ
ります。それによつては、私ども
は、少くとも國産メーカーに關しまし
ては、ことに私どもの方にわかつてお
ります限りのメーカーにつきまして
は、その配付に關して、十分厚生省に
連絡するやうに、嚴重に申ししてお
ります。また輸入品に關しましては、た
だいま申しましたやうな措置をとりつ
つある次第でございます。

以上、大体今日までの経緯と、私
どもが考えております点を申し上げたの
でございますが、なおこのものの効果
その他に關しましては、むしろ山口局
長がお答えすることが正しいか存じま
す。
○山口(正)政府委員 イソニコチン酸
ヒドラジッドの効果につきましては、
ただいま慶松局長からも答弁がござ
いましたように、私どもの手に入つてお
りますものは、一部を除きまして、まだ
いゆる學問的なデータを得ておりま
せん。これは、どうしてもわが國でそ
れぞれの専門家に、専門的な立場から
検討してもらふ必要がある、しかる後
に、これを一般に用いるようにしなけ
ればならないという建前をとりまして、
先ほど慶松局長からも御説明がござ
いましたように、厚生科学研究費によつ
て、厚生省結核療法研究協議会という
ものがあつて、協議会の会長は熊谷
蔵先生、化学療法の方は慶松の大森
太先生が、委員長になつてやつてい
だいておられますが、これを試験管内、
あるいは動物実験、臨床実験という段
階を経て、慎重に実験をやつていた
しまして、しかる後にそのデータに基
いて、今後それをどういふに取上げ
て行くか、そういうことをやりたいと
いうふうに考えております。その実験
をやつていただく人たちの人選、ある
いは細部につきましては、薬の使用量、
あるいはその後の経過の観察という
やうな、具体的なこまかい問題につ
きましては、結核療法研究協議会の方
におまかせして、大体の案を私ども
にいただくことにしておりました、専
門家の先生方に十分慎重に研究して
いただく、そういうふうに考えており
ます。

○岡(良)委員 ただいまの慶松さんの
お話ですが、恭聞伝へるところによ
ると、外國製のものの方が、現在日本
でつくられてゐるものよりも、効果がある
といふことを、一部の新聞が伝えてお
ります。結核の問題が、公衆衛生上か
ら、また國民医療の上からも重大な
問題であり、保健財政にも重要な影響を
及ぼす問題であることは、申し上げる
までもないもので、そういう有効なもの
であるとするならば、日本が早く研
究を始め、ある程度までの完成点に達
している國の技術を導入するなり、何
らかの措置を講じて、早くいい製品を
つくるといふやうなことにいつて、政
府として具体的に、積極的な手を打
つべきではないかといふことを考えま
す。その点と、それから各社がそれぞ
れつくり出して来て、臨床家に実験例
を求めるといふことになつて参ります
と、勢い無統制な競争といふことにな
つて来るのですが、こういう点につ
いては、公衆衛生局や薬務局として、あ
るいは藥事審議会の問題にもなるの
で、具体的な構想があるのかどうか。
それからその薬が、はたしてほんとう
にこの程度きくのだといふやうなこと
についての責任ある言明が、その都度
政府から出されると、それを患者も医
師も、また衛生担当官も十分知ると
いふことが、必要であらうと思ひま
す。そういうことについての具体的な
構想があるかどうか。それから臨床実
験の成果について、一応の結論が得ら
れるのは、一体いつごろになるかとい
う見通しがあつたら、その点について
お伺ひしたいと思ひます。
○慶松政府委員 この薬の製造に關
しまして、ただいまもお話がございま
したように、はたして外國品が日本品
よりすぐれておるかどうかといふこと

つきましては、まづたぐこれは基礎を私は持つておりません。しかしながら、少くとも現在伝えられておりますような化学構造の薬であるといいたすすれば、このものをわが国においてつくることが、さして困難ではありせんし、またすでにこのものは、先ほども私がちよつと触れましたように、非常に古くつくられておりますので、従つて特許の關係も何もございせん。その意味において、特にこのものに関しましては、外国からの技術を入れなくても、私は間に合ふと考へております。

なお、次のお話の、非常に多くの社がこれをつくりまして、そしてその試製品等を出すという点に關しましては、これは法的に申しますれば、各製薬会社が新しい薬に手がけるといふことを、拒絶すべき何ものもございせん。しかしながら、今回の薬に關しましては、先ほど申しましたように、その臨床例を求めるについては、厚生省に各会社からサンプルを出してもらひまして、それを先ほど申しした結核療法研究協議会に配付して——配付いたします際には、衛生試験所の試験を経たものを配付いたしまして、それによつて各社の製品の適格、不適格もはつきりいたすことかと存じます。そういうような手段によつて、この社の品はつくらせ得る、あるいはこの社の品に關しては、いささか疑問があるというやうなこともできるかと存じております。

なお、御案内の通り、医薬品の製造の許可に際しては、ことに新しい薬の許可に際しては、その品が確かに規格その他に合つておるかどうかいふことを十分検討の末、そしてそう

いうことができる能力があるかどうかというものを検討の末、許可を與えておるのであります。従つて、そういう規格に合う品をつくり、またその規格に合う品をつくり得る能力があるものと認められずなれば、これはたとい何社でも許可せざるを得ないのであります。しかし、すでに終戦以來ベニシリンあるいはその他の薬に關して、製薬会社といはしても、また政府側といはしても、苦い経験を重ねておりますので、今回のこの薬について、その点あらかじめ私どもの方で、いわゆる行政指導といはしまして、しつばむだな競争のないやうにということの警告を發しておる次第でございます。

○山口(正)政府委員 臨床成績、あるいはその他の実験の成績につきましては、非常にこの新薬につきまして、世人の関心が高いときでございますので、厚生省としましては、できるだけ結果がわかる範囲内で中間報告をして行きたい、そういうふうな考へております。

それから、臨床成績は何箇月ぐらいたてば大体見通しがつくかというお尋ねであります。これは結核という疾病の性質から考へまして、それに対しますよろ／＼な療法の成績を判断いたしますのには、相當の長年月を要することと存じます。ことに沿革成績を得ますのには、相當かかると思ひます。現在始められんとしております臨床実験の成績を得ますのにつきましても、大体數箇月は要するものといふやうに考へております。

○松谷委員 関連してお尋ねしたいのですが、先ほど藥務局長の御説明で、

これは相當古くつくられたものだといふお話でございますが、いつごろつくられたものでございましょうか、古いと申しまして……。

○慶松政府委員 これは結核の薬としてつくられたわけではございませんけれども、いわゆる化学物質としてつくられたのは、一九一二年でございます。但し、それが結核に有効であらうと考へられましたのは、せい／＼私は三二年ぐらゐの間だと承知しております。

○大石委員長 本日はこれにて散会いたします。

午後一時十二分散会

〔参照〕

優生保護法の一部を改正する法律案(參議院提出)に關する報告書
医療法の一部を改正する法律案(參議院提出)に關する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕